

事 務 連 絡
令和元年 10 月 23 日

各市町立小・中・義務教育学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所
総務・給与担当室長

年末調整検収期間中の質問対応等について（依頼）

給与支給事務について、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、例年どおり 11 月中に年末調整の検収を実施いたします。担当の人員削減があった影響で、今年は特に検収期間中は所内が手薄になります。

つきましては、下記期間中においては総務・給与担当への質問事項について、電話ではなく別添様式を F A X またはメールで送付していただく形をお願いします。

なお、回答期限に余裕をもって質問していただくよう御協力ください（至急の案件については御相談ください）。御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

年末調整検収実施期間：令和元年 11 月 5 日（火）～20 日（水）

東部教育事務所 総務・給与担当

電 話：048-737-2727

F A X：048-737-2812

E-mail：n3727273@pref.saitama.lg.jp

東部教育事務所 総務・給与担当宛て質問事項

※別添記入例を御確認のうえ、記入してください。

送付日：月日		回答希望日：月日	
質問者	立	学校	氏名：
質問項目に チェックしてください	☐ 諸手当(手当) ☐ 退職手当 ☐ 電算報告 ☐ 年末調整※ ☐ 社会保険 ☐ 雇用保険 ☐ その他() ※所得の計算方法や控除の可否など、税の制度に関する質問は税務署等へお問い合わせください。		
具体的な内容			
対応案			
根拠・参照資料など			

【記入例】 東部教育事務所 総務・給与担当宛て質問事項

※別添記入例を御確認のうえ、記入してください。

送付日： 11 月 5 日		回答希望日： 11 月 12 日	
質問者	春日部市 立 東部小 学校 氏名： 山田 一郎		
質問項目に チェックしてください	☒ 諸手当(扶養 手当) ☐ 退職手当 ☐ 電算報告 ☐ 年末調整※ ☐ 社会保険 ☐ 雇用保険 ☐ その他() ※所得の計算方法や控除の可否など、税の制度に関する質問は税務署等へお問い合わせください。		
具体的な内容			
主たる扶養者の確認について。 職員の「弟」を扶養親族として認定できるか？ 通常、子に対する扶養義務は親の方が強いと考えられるが、この事例でも当てはまるのか？ ○具体的な状況 ・職員 平成31年4月1日付け本校に新採用(本採用) 年間380万円程の収入 ・父 60歳超 既に定年退職し、年140万円程の年金収入 ・母 60歳未満 年50～70万円程のパート収入 ・弟 20歳 大学生で収入なし			
対応案			
職員を主たる扶養者とみなし、認定する。 「弟妹」を認定するにあたっての基準は示されていない(黒本・例規集を探したが発見できず)。父母と比較し、職員の収入が明らかに多いことから、客観的にみても主たる扶養者といえるのではないか。			
根拠・参照資料など			
教職員給与事務の手引 II-1-1ページ 4 扶養親族となり得る者 II-1-5ページ 6 「主としてその職員の扶養を受けているもの」とは			